

第5章 計画推進のための施策

第1節 廃棄物発生抑制及びリサイクルのための施策

1 健全な物質循環を促進するためのシステムづくり

(1) 環境と調和した県民のライフスタイルの実現への支援

持続可能な循環型社会の実現のためには、県民のライフスタイルのあり方を見直す必要があることから、5R生活推進事業として、先進的な取組を行っている事例を広く紹介したり、県民・事業者・行政間の定期的な協議の場を設置する。

また、経済的インセンティブの付与等による環境配慮行動への取組を促進するため、デポジット制度等の経済的手法について、関係者の理解と協力を得ながら、段階的に取り組む。

(2) 都市と農村の連携による物質循環の推進

本県は、阪神間を中心とする瀬戸内沿岸部に全国でも有数の人口集積を有する一方で、食品生産の面では、瀬戸内圏の後背に近畿圏随一の農業生産規模を有しているほか、神戸を中心とする食品産業の集積を形成しているという特徴を持つ。こうした利点を最大限活用して、有機性資源の循環にあたっても、都市で発生した食品廃棄物から製造した堆肥や土壌改良材を農村部で活用し、その生産物がまた都市に循環するといった、市町又は地域間を超えた都市と農村の連携による効率的かつ安定的な循環サイクルを構築する。

また、家畜ふん尿については、「県家畜ふん尿処理施設設置基本計画」に基づき、平成20年度に99%の処理率を達成を目標に家畜糞尿処理施設の整備を図るほか、ビニール等の生産資材については「県園芸用プラスチック適正処理推進計画」に基づき使用済園芸用プラスチックフィルムの回収処理を平成22年度に90%の回収を目標に回収処理体制の整備、適正処理の推進の取り組みを進めていく。

さらに、中山間地域の地域振興方策として策定された「森のゼロエミッション基本構想」に基づき、循環社会形成のための地域ネットワークづくりを進め、木質エネルギーの有効利用を図っていく。

(3) 循環型産業の育成と施設立地の推進

物質循環を促進するためには、既存のリサイクル事業者の事業拡充を図るとともに、リユース（リサイクルショップ等）、リペアー（家電等の修理ビジネス）を含めた新たなリサイクルビジネスへの参入を推進していかなければならない。

このため、県において新たなリサイクルビジネスの事業可能性を検討するための経費を補助したり、事業化に係る施設整備費に対する低利子融資等を行う等、新たなリサイクル事業の育成を図っていく。

また、廃棄物処理施設の立地にあたっては、従来から、廃棄物処理法と都市計画法、建築基準法等との手続き調整を図っているが、今後、需要の増大すると見込ま

れる再資源化施設を中心に、必要量を担う施設の確保や適正配置について、「都市計画運用指針」（平成13年4月）を踏まえ、関係機関との協議検討を進めていく。

参考 都市計画運用指針（平成13年4月）

IV-2-2 都市施設

II) C-2-1 廃棄物処理施設の都市計画の考え方

廃棄物処理施設については、都市計画決定することによりその手続の中で、他の都市計画との計画調整や関係者間の合意形成が図られ、より円滑に整備することが可能となる。

したがって、当該都市計画区域において計画的に整備するものとして、廃棄物処理法第5条の3に規定する都道府県廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）又は都市計画区域マスタープランに位置づけられた施設をはじめ、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、都市計画決定することが望ましい。

(4) 広域リサイクル拠点の整備

リサイクル事業は、従来の処理に比べコスト高であったり需要予測が困難である場合が多いことから、個々の事業者の努力のみでは事業化が進みにくい。このため、廃棄物処理法に規定する「廃棄物処理センター」として指定を受けている（財）兵庫県環境クリエイトセンターのコーディネートにより、臨海部の遊休地や既存インフラと民間活力を積極的に活用した広域的なリサイクル拠点の整備（広域リサイクル拠点整備事業）を進めることとする。

特に、廃自動車の複合廃棄物リサイクル等、受け皿整備の要請が強く、新規性・先導性に優れた事業については、経済産業省及び環境省が推進するエコタウン事業の枠組みによる中核事業として財政的な支援を行っていく。また、これ以外の事業についても、ペットボトルリサイクル、OA機器リサイクル等の事業化を予定しており、国県等の公的な支援制度を活用し、健全な物質循環に向けた取り組みがなされるよう積極的な支援策を講じていく。

2 個別品目ごとのリサイクルの推進

(1) 容器包装廃棄物

容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法が平成9年度から施行され平成12年度には対象品目を拡大して全面施行されている。同法の基本となる分別収集は、市町が策定する計画に基づいて実施されることとなっており、その取り組み状況は市町によって様々である。

県では、平成14年度に、平成15年度を初年度とする第三次分別収集促進計画を策定することとしており、今後とも一層の住民の理解と協力を求めながら、分別収集

品目及び収集量の拡大を図っていく。

また、市町の分別収集と並行して、子供会やPTA等による集団回収、大型量販店等による店頭回収の推進を併せて推進する。

(2) 廃家電

廃家電については平成13年度から家電リサイクル法が施行されており、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の4品目については、販売店がこれを引き取り、製造事業者が再商品化を行うという枠組みが確立された。

本県においては、兵庫県電機商業組合が中心となって、販売店に引取義務のない廃家電についても、販売店で引き取るという兵庫方式を導入し、県民の利便性に配慮した取組を行っている。今後とも、県として同方式を継続して支援し、円滑な廃家電のリサイクルを推進するとともに、国に対して処理料金の前払い方式の検討等を要望するほか、不法投棄の防止に努めていく。

(3) 建設廃棄物

建設工事等から発生する廃棄物については、平成12年5月に制定された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、平成14年5月までに、一定規模以上の建設工事については、特定建設資材（木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等）の分別解体及び再資源化が義務付けられることとなっている。

本県においては、従前より「兵庫県建設リサイクル行動計画」（平成10年3月）を策定する等、積極的な取組を進めてきたところであるが、法律の制定を受けて、平成13年度中に、「分別解体及び再資源化等の促進等の実施に関する指針」を策定し、平成22年度の特定建設資材の再資源化率を95%～99%と定め、再生資源の有効な利用及び廃棄物の減量等を促進する。

(4) 食品廃棄物

食品の製造、加工又は調理、あるいは消費を通じて発生する食品廃棄物については、肥料や飼料等に有効利用できるものが少なくないことから、平成12月6月に制定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）」に基づき、事業者による減量化を図っていく。

また、平成13年度中に「食のゼロエミッション推進基本計画（仮称）」を策定し、廃棄物の排出者、再生利用業者のみならず、流通業者や県民をも巻き込んだ関係者の参画と協働により、LCA的視点による総合的フードシステムの確立と複合バイオマス利用促進システムの構築を柱とした取組を推進していく。

(5) 廃自動車

廃自動車のリサイクルについては、法制化に向けた検討が行われており、今後、平成14年の通常国会に上程される見込みである。現在までの検討状況からすると、新しい制度により、廃自動車のフロン、エアバッグ、シュレッダーダストについて、

製造事業者処理責任を負わせるとともに、その費用は、ユーザー負担（新車販売時に価格に上乗せ）となる見込みである。法案の成立・施行に併せて、事業者や住民に対する法の周知徹底等を図り、円滑な自動車リサイクルの推進を目指していく。

(6) 下水道汚泥等の有効利用

生活排水対策の進展により下水汚泥等の排出量の増加が見込まれるが、県においては、平成11年5月に策定した生活排水汚泥処理基本方針に従い、①可能な限り、建設資材、汚泥肥料化等の資源化を図る、②ダイオキシン対策等環境保全に万全を期しながら、エースプラン等による汚泥溶融（焼却）施設の整備促進を図る、③埋め立て処分は、可能な限り県内で行う、④農地還元にあたっては、有害物質等の含有の確認等、環境保全に十分配慮する等の推進を図っていく。

資源化の方策としては建設資材や汚泥肥料への利用のほか、エネルギー利用によるサーマルリサイクルの導入も検討していく。

下水汚泥	—	建設資材	……レンガ、タイル、ブロック、セメント原料
	—	汚泥肥料	……土壌改良材、園芸用土等
	—	エネルギー利用	……メタンガス発電、加温用燃料等

3 事業者の自主的な取り組みの推進

(1) 排出事業者に対する指導の徹底

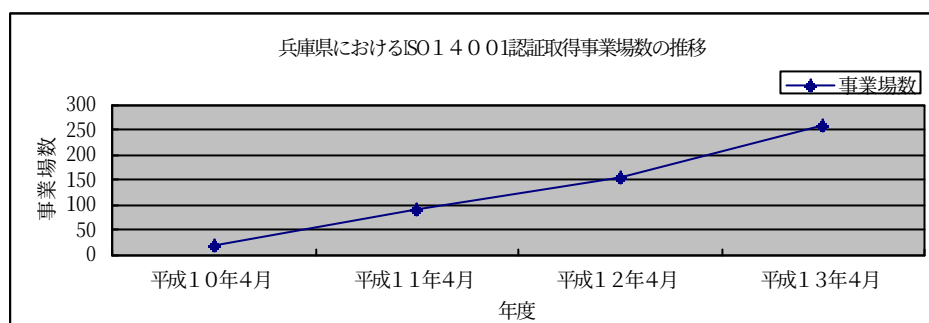
廃棄物処理法の規定に基づき、多量の産業廃棄物の排出事業者は自ら産業廃棄物の減量化等の計画を策定し、県又は政令市に報告することとされていることから、フォローアップや計画の実施状況の公表を通じて、産業廃棄物の排出量の削減、有効利用の促進を指導していく。

また、環境の保全と創造に関する条例に基づく再生資源利用促進基準の遵守の徹底を図り、産業廃棄物の有効利用、再生原材料の利用を促進していく。

産業廃棄物の減量化の推移によっては、基準対象事業場の拡大、基準の強化も検討していく。

(2) ISO14001認証取得事業者による廃棄物削減等の取組の推進

ISO14001の認証取得事業者が中心となって環境マネジメントシステム（EMS）による廃棄物の持続的な減量化を進めていく。



(3) 県による自主的な取組の推進

県内の事業主体として大きな位置を占めている県として、率先してその事業活動を環境に配慮したものにするため、具体的目標を定めた「環境率先行動計画（ひょうご・エコアクション・プログラム）」を平成10年3月に策定した。同計画に基づき、廃棄物の減量化などの環境負荷低減の取組みを積極的かつ計画的に推進してきた。同計画は、平成12年度で計画期間が終了したことから国における「国等における環境物品等調達等の推進等に関する法律」の制定等を受け、平成13年3月に、「環境率先行動計画ステップ2」として改定がなされ、その中で、廃棄物の減量化、グリーン調達の推進等を掲げ、取組みを進めている。

さらに、環境率先行動計画の確実な推進を図るとともに、県の活動が環境に配慮したシステムのもとに行われているとの客観的評価を得るために、県本庁舎で平成12年10月に取得した環境マネジメントシステムの国際規格ISO 14001の認証について、その適正な運用を図っていく。

第2節 廃棄物の適正処理推進のための施策

1 廃棄物の適正処理施設の確保

(1) 排出事業者・処理業者に対する適正処理指導

産業廃棄物の処理について、排出事業者が自ら廃棄物の発生から最終処分までの責任を果たすよう、委託基準、マニフェスト制度の遵守を徹底していく。

また、社団法人兵庫県産業廃棄物協会等の業界団体と協力体制を確保しながら、廃棄物処理業者が対象の講習会や廃棄物処理に関する情報交換を行うなど、リサイクル業者の育成や指導、知識の普及に努める。

(2) 廃棄物処理施設の円滑な設置の推進

廃棄物の100%の再生利用は実際不可能であり、再生利用されない廃棄物の適正処理の受け皿としての廃棄物処理施設は、社会的な基礎インフラとして不可欠のものである。しかしながら、その施設の立地を巡っては、地域住民との紛争が生じるケースが少なくない。このため、計画段階から住民の意見を反映できるような仕組みが重要であり、情報公開を軸としたリスク情報の共有を通して、事業者側と住民

との適切なコミュニケーションの上に立った協議が必要となる。こうしたリスクコミュニケーションのためには、P R T R法の制度も有効な役割を果たすこととなり、双方の議論を促進する役割を担う進行役（ファシリテーター）の育成も重要である。

県では、このような紛争を予防・調整するため、産業廃棄物処理施設の設置を対象とした紛争調整条例を平成元年に施行し、事業者へ地元住民への十分な説明等を求めている。今後とも、本条例の適切な運用を図り、施設の円滑な設置を図っていく。

(3) 廃棄物処理施設の監視

廃棄物処理施設については、県、政令市が法に基づく立入検査を実施し、焼却施設から排出される排ガス等、最終処分場の地下水、放流水等の調査を行う等、適正処理を確保するとともに、研修会等の開催を通じて、処理技術の向上等を図っていく。

また、県域を越えて移動する産業廃棄物については、その実態の把握に努め、他府県と連携して、適正処理を確保する。

2 公共関与による適正処理の推進

市町や排出事業者の処理責任を踏まえつつ、個々の市町や民間での処理が困難なものについては、公共セクターの積極的な関与による事業化が必要となる。このため、処理の効率性、信頼性の確保等を図る観点から、広域的かつ公共関与による適正処理を推進していく。

(1) 大阪湾フェニックス事業の推進

大阪湾圏域での最終処分場を確保するため、近畿圏の自治体、港湾管理者で出資する大阪湾広域臨海環境整備センターが行う大阪湾フェニックス事業を推進する。

大阪湾フェニックス事業は、「広域臨海環境整備センター法」に基づく法人として、昭和57年3月に「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立され、平成2年1月より事業開始されている。事業目的は、大阪湾圏域の広域処理対象地域から発生する廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図ること、港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること、新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与することとしており、県下では、兵庫県内21市35町が受入対象区域となっている。

なお、現在、兵庫県内における埋立処分場の概要は次のとおりであり、平成14年1月より神戸沖処分場が受入を開始している。

表5-2 埋立処分場の概要

埋立 処分場	位 置 (埋立期間)	面 積	埋立容量 (単位：万m ³)				
			一般 廃棄物	産業 廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
尼崎沖 処分場	尼崎市東海岸町地先 (～H.13)	113ha	220	390	580	410	1,600
神戸沖 処分場	神戸市東灘区向洋町地 (H.13～H.22)	88ha	470	730	300	0	1,500

(2) 兵庫県環境クリエイトセンター事業の推進

処理技術の高度化や事業の効率化を図る観点から、民間事業者や市町での事業実施が困難な場合、広域的な立場から廃棄物の適正処理を推進するため、(財)兵庫県環境クリエイトセンター(昭和50年5月設立、平成7年8月改組)事業として、県ごみ処理広域化計画で位置づけている市町の焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんの溶融処理、溶融飛灰処理を資源回収の観点から実施していく。

また、今後、産業廃棄物であるばいじん等の受入について、事業者の要請に応じて、対応策を検討していく。

なお、最終処分場が不足している但馬地域においては平成13年度に安定型処分場を整備したところであり、平成22年度まで産業廃棄物の安定的な処分を行うこととしている。

(財)兵庫県環境クリエイトセンターの施設概要

名称	溶融処理センター	但馬最終処分場
位置	姫路市網干区網干浜	城崎郡香住町油良字ヨウロ
施設	焼却灰等前処理施設、溶融施設	安定型最終処分場
能力	80 t / 日	面積：約7 ha、容量：91万m ³
期間	当面平成11年度～15年度	平成13年度～22年度
品目	一般廃棄物(ばいじん、焼却灰)	安定型(がれき類、ガラス及び陶磁器くず、残土)
対象地域	県下全域	但馬地域(1市18町)

今後のクリエイトセンター事業のあり方としては、個々の市町や事業者では処理が困難な廃棄物の適正処理を行うことを基本としながら、①循環のためのネットワ

ーク機能、②環境保全のための最終的受け皿確保、③市町、事業者に対しての情報収集、発信機能というセンターに求められる機能を果たしていく。

3 不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳正な対処

(1) 不法投棄の防止対策

不法投棄の防止を図るため、県では平成6年、県警や海上保安庁等に加えて、市町、道路管理者、河川管理者等を含む「不法投棄防止対策協議会」を設置（平成13年度から税関も追加）し、不法投棄に係る情報交換や個別事案に係る対策を協議するとともに、これらの関係機関と協議しながら、立入検査や不法投棄監視の強化を図っている。

さらに、この下部組織として、具体的な事案が発生した場合等の対応策を協議するため、平成8年度から「地域廃棄物対策会議」を県下7地域（平成13年度からは8地域）に設置し、地域における不適正処理対策を推進している。

また、野外焼却や不法投棄等に迅速かつ的確に対処するため、平成12年度には不法処理が多発する4地域に4名の不法処理監視員を配置するとともに、平成13年度からは2名増員して6名の不法処理監視員による県所管区域全体をカバーする監視体制とした。

不法処理監視員は、不法処理事案の早期発見や是正指導に相当の効果を上げており、今後状況の推移を見ながら、必要に応じてさらに拡充強化していく。

なお、これ以外の監視体制として、社団法人兵庫県産業廃棄物協会への業務の委託、県警による環境モニター制度等を活用することにより、県全体として地域ぐるみでの不法投棄防止に係る監視体制の徹底を図っていく。

(2) 廃棄物の不適正処理及び原状回復に関する制度の創設

廃棄物の不法投棄又は不適正処理については、①廃棄物処理法の規制の限界、②行為者と地権者間の複雑な利害関係による、責任所在の不明確さのため、結果的に大規模な不法投棄等事案に発展する事例が多発してきている。

このような大規模かつ悪質な不法投棄等を撲滅するために、県において新たな制度の創設を検討していく。

また、不法投棄マップの作成等、監視体制を強化する施策を展開していく。

さらに、不法投棄された廃棄物に係る原状回復については、産業廃棄物適正処理推進センターによる撤去支援制度があるものの、支援を受けるには一定の制限条件があることから、必ずしも全てが撤去できるわけではない。一方、投棄物の行政による撤去（行政代執行等）は、むしろ不法投棄を助長することにつながるおそれもあることから、事案に応じた適切な撤去方式の樹立が必要となっている。このため、排出事業者や処理業者団体等の協力のもとで「基金」を設立する等、産業廃棄物の撤去や、撤去後の再発防止策としてのフェンス・看板等の設置を行うための新たな

撤去システムの構築を検討していく。

4 P C B廃棄物の適正処理

本県は、P C B廃棄物の届出保有量が全国で1番多いこと、P C Bを製造した事業所を県内に抱えていること等の理由により、P C B廃棄物の処理を積極的に推進していく必要があることから、近畿圏においては既に施設整備を表明している大阪市ともども広域的なP C B廃棄物処理施設の整備を図っていく。

第3節 災害廃棄物処理計画

平成7年1月17日早朝の阪神淡路大震災により、兵庫県下は甚大な被害を被った。震災により建物等の倒壊や焼失による多量のがれき類の発生、ライフラインの寸断によるし尿処理のあり方等廃棄物処理の面でも多くの課題を呈した。そのため、県においては、地域防災計画（平成13年修正）を策定し、地震被害や風水害時の対応を行うことにしている。

1 災害廃棄物処理の現状

阪神・淡路大震災で経験した災害廃棄物処理の状況は以下の通りであり、今後、教訓を活かした迅速かつ適正な処理が必要である。

(1) 第1段階（し尿処理）

ライフライン（水道）の寸断により、水洗トイレが使用できず、緊急的に仮設トイレの設置が必要となった。こうした仮設トイレは、避難所（ピーク時1,153ヶ所）を中心に設置し、維持管理については業界団体、他府県等からの応援要請を得て、実施した。

(2) 第2段階（ごみ処理）

被災地域において、ごみ収集が再開されたのは地震2日後からで、当時、交通事情も悪く、ごみ収集は困難をきわめた。そのため、他市町等からも応援を得て、収集を行うこととした。ごみ処理施設も地震により20ヶ所が被害を受けたが、この内6施設は断水により稼働できない状況にあった。そのため、近隣市町等にごみ焼却の応援を求めた。

(3) 第3段階（ガレキ処理）

倒壊家屋等の処理は、従来より災害廃棄物処理として市町事業（国庫補助1/2）として実施されてきたが、解体はそれぞれの所有者の責任で実施されていた。しかし、今回の震災は被害があまりに大きく、被災地域の早急な復旧・復興を促進するため、一般家屋、民間マンション、中小企業の事業所の解体についても補助事業とする特例措置が設けられることとなった。

地震で発生したガレキ量は、住宅・建築物系で約1,450万t、公共・公益系で550万

t、併せて2,000万tと推計され、県下の年間のごみ排出量の約9年分に相当する莫大な数値となっていた。そのため、計画的な処理を進めるため、市町に対して災害処理計画策定マニュアルを示すとともに、市町計画をまとめた県災害廃棄物処理計画を策定した。

処理体制の確立の中でも解体した廃棄物を取りあえず搬入する仮置場の確保が緊急的に求められた。ピーク時には、被災地域全体で46ヶ所、125万m²に及んだ。次に、処理ルート確保であるが、コンクリートがらを中心とする不燃物と木くずを中心とする可燃物に分けて、確保を進めていくこととした。不燃物については、海面埋立資材としての活用、フェニックス処分場での埋立等により対応することとなった。一方、可燃物については、現場段階での分別も求めつつ、木くずについてはチップ化も図ることとし、リサイクルできないものについては焼却処分を行うこととした。焼却については、被災市町の既設焼却炉での焼却、仮設焼却炉の設置、県内他市町への焼却委託、県外市町への焼却委託、県内外の民間業者への処理委託により対応することとした。これらの結果、リサイクル率は50.8%となった。

また、一般家屋の解体は、市町の災害廃棄物処理事業として取り組まれることとなったが、市町にとって未経験の事業であったこと、早期の事業実施には市町による発注のみでは対応できなかったことから、住民、市町、民間業者の3者契約により事業が行われることとなった。しかし、被災者が早期解体撤去を望んだこともあり、全国各地からにわか解体業者の進出を招き、一部には現場分別が不十分なケースや運搬途中の落下等の不適正な事態も生じていた。また、分譲マンション等では、区分所有者間で解体か補修かの協議調整に長時間を要するケースもあり、災害廃棄物処理事業は一部の市では平成10年3月末までかかった。

2 今後の災害廃棄物処理について

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理のためには、以下に掲げる手順に基づく対応が重要である。

(1) 災害時の廃棄物処理基本方針の策定

がれき対策、ごみ処理対策、し尿処理対策と災害の種類に応じた方針を策定するとともに、市町、県における措置を盛り込む。

処理主体や費用負担のあり方をはじめ、災害廃棄物処理推進協議会等による関係機関との連携を確保し、計画的かつ円滑な事業実施を図る。

(2) 発生量の推計

解体等に伴う廃棄物量の算定については、木造家屋0.571t/m²、RC1.57t/m²等の阪神・淡路大震災で用いた原単位を参考に、早期の発生量推計を行う。

(3) 処理計画の策定

災害時であっても、解体時分別を徹底するなどリサイクルを優先するという基本的

考え方をベースに、市町別処理計画の策定を図る。当計画では、自区域内処理を原則としながら、不足分については他府県自治体や民間業者などの応援を求めるとともに、広域的な処理を図っていくこと、仮置場の確保や仮設の処理施設の確保等、発生量に見合った施設整備を進めることを含むものとする。

(4) 環境保全対策等の指導

仮置場での野焼きの防止、飛散流出の防止、運搬時の落下防止、不法投棄防止等の適正処理確保に努めるとともに、解体撤去作業時にはアスベスト等粉じん防止や有害廃棄物対策を図る。

第4節 関係者の役割分担

1 県の役割

県は、県下の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況を的確に把握し、県民、事業者、市町等と連携しながら、その発生抑制や再利用、再資源化の促進を推進していかなければならない。

また、本計画の策定主体として、循環型社会の実現に向けた取組を推進するとともに、関係者への指導、調整に係る役割を担う。

なお、法制度面や拡大生産者責任等、県や市町だけでは解決できないことについては、機会ある毎に国に働きかけを行っていく。

(1) 廃棄物の発生抑制・分別排出等に係る意識啓発

生産・流通・消費・再生・行政の参画のもとで設置している「ごみ会議」において、スリム・リサイクル宣言店の普及啓発やマイバックキャンペーン等を行う等、市町の取り組みとも連携して、廃棄物の発生抑制や分別排出の徹底に向け、住民意識の向上に努める。県民に対する啓発事業として、ごみ減量化推進県民大会やごみを減らすアイデア募集（小学4年生対象）を引続き実施する。

また、事業者に対して、様々な機会を通じて、環境効率向上の必要性を周知するとともに、その推進に努める。

(2) ボランティア活動等の基盤の強化、情報交流の推進

5Rの推進や適正処理の確保のためには、社会を構成する全ての主体の参画と協働が必要であり、県民運動の核となるボランティア団体やNPO団体の役割が重要である。県として、環境アドバイザー制度等を活用した相談業務をはじめ、こうした団体の活動基盤強化を支援していく。

また、情報公開を徹底するとともに、インターネット等の新たな双方向メディアの積極的な利用により、県民と行政との情報交流を推進していく。

(3) 市町・事業者に対する支援

市町が設置する一般廃棄物処理施設の的確な施設整備が図られるよう国庫補助金の確保に努める。また、市町の減量化等の施策が十分に果たせるよう、一般廃棄物処理

に関する基本計画の改定（原則５年ごと）及び適正な維持管理の実施等に関する技術支援に努めるとともに、ごみ有料化の拡大が図られるよう必要な情報提供に努める。

事業者に対しては、廃棄物減量化やリサイクルの促進を図るため、循環型産業の育成のほかりサイクル施設設置に関する円滑な手続きのルール化を検討する等の支援に努める。

(4) 広域的な処理体制の確保

県は、ごみの広域的な処理を推進するため、県ごみ処理広域化計画の進行管理を図るとともに、市町間の調整に努める。

また、適正処理の確保を図るため、市町・事業者の要請により財団法人兵庫県環境クリエイトセンターによる広域的な処理を推進する。

さらに、大阪湾圏域での広域的な最終処分場の確保のため、大阪湾フェニックス事業を推進していく。

(5) 不法投棄等不適正処理の防止

不法投棄等の防止は早期発見、早期対応を基本とし、不法処理監視員による監視強化など組織体制の強化を図るとともに、不法投棄防止対策協議会、地域廃棄物対策会議等により県警等関係機関と連携した取り組みを図る。

また、立入検査、報告徴収等により排出事業者、処理業者を指導し、廃棄物の適正処理を推進する。

(6) 環境率先行動計画の推進

廃棄物を排出する事業者としての県ししても、率先して自らの活動に伴う環境負荷を低減させるため、可燃ごみ排出量の削減等により廃棄物の減量化に努める。

2 市町の役割

市町は地域における基礎的な自治体であるとともに、一般廃棄物処理に係る基本的責任を有しており、市町の主体的な取組が無ければ、本計画の達成は困難である。住民等の理解と協力を得ながら、一般廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の実現に寄与していく。

(1) 廃棄物の発生抑制・分別排出等に係る普及啓発

広報誌や住民説明会を通して、市町の進めるごみ処理施策の周知を図るとともに、廃棄物の発生抑制や分別排出の徹底に向けた住民意識の向上に努める。

また、集団回収の助成措置やコンポスターへの助成等の拡充を図り、住民の減量化・リサイクル行動支援に努める。

(2) 分別収集の拡大とその受け皿整備

ごみの資源化又は有害物質を含む製品等の適正処理のためには、消費者がそれらの使用済み製品を排出する段階で分別を行うことが効率的効果的であることから、集団回収や店頭回収、製造事業者等による自主回収との併用を図りつつ、容器包装廃棄物

の分別品目をはじめとして、分別収集品目の拡大を図っていく。

また、分別収集の受け皿として、容器包装リサイクル法の施行に対応したリサイクルプラザ、ストックヤード等の整備のほか、剪定枝処理のためのチップ化施設、生ごみ、し尿及び汚泥処理のための汚泥再生処理センター等の整備を進めていく。

(3) 適正な処理料金の徴収

ごみ処理には多額の費用を要することについて、排出者である住民や事業者の理解を得るとともに、ごみ減量化の推進、負担の公平化を図るため、ごみ処理費用の公表やごみ処理手数料の有料制の導入を進める。

また、事業活動に伴い発生する産業廃棄物についても、市町の処理施設で処理可能なものについては、適正処理の観点から、一定の料金を徴収したうえ、受け入れに努める。

(4) ダイオキシン類の排出抑制及び焼却灰対策

「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、安定燃焼が可能な一定規模以上のごみ焼却施設の整備を図るとともに、可燃物の攪拌や焼却温度の確保等の適切な維持管理を行うことにより、ダイオキシン類の排出削減を図るとともに、減量化、リサイクルの観点から灰の溶融固化施設の整備を進めていく。

(5) 適正処理体制の確保及び多量排出事業者対策

処理施設の適正な維持管理や一般廃棄物処理業者指導を引き続き行うとともに、排出量のうち、事業系一般廃棄物の比重の大きい市町においては、多量排出事業者が減量・リサイクルの協力を求めている。

(6) 環境率先行動の取り組み

市町自らが、オフィス活動を行い、公共事業等の事業主体となることから、これらの諸活動を通じて発生する廃棄物等の発生抑制や再資源化等に率先して取り組む。

3 県民の役割

循環型社会の形成において、県民の果たすべき役割は、①自らがごみの排出者であるという立場と、②自らの消費行動を通じて事業者に対して働きかけを行う立場という2つの側面から考える必要がある。

一方、こうした重要な役割を担っているにも関わらず、5Rに配慮した県民意識や実践活動については、地域・世代・階層等による格差が大きい。このため、5Rの実践等、自らのライフスタイルを通じて循環型社会の構成員としての役割を担う。

(1) ごみを出さないライフスタイルの実践

買い物袋の持参や過剰包装の拒絶等、すぐにごみとなる物を受け取らないようにするとともに、リターナブル容器に入った製品の購入や、製品を修理して長期間使用するといったライフスタイルを実践する。

(2) 家庭内リサイクルの推進による発生量の抑制

生ごみ処理機やコンポスターの利用による生ごみの発生抑制に努めるとともに、紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）や缶、びん等の資源物については、家庭内で分別し、集団回収や市町の分別収集、スーパー等での店頭回収に持ち込み、廃棄物としての発生を抑制する。

(3) 消費行動を通じた事業者等への働きかけ

製品等の購入にあたっては、便利さや快適さだけを求めるのではなく、再利用や再資源化のしやすい製品やリサイクル製品、環境負荷の少ない製品を選択して購入（グリーン購入）することを通じ、事業者の環境配慮行動が促進されるよう働きかけを行う。そのため、県連合婦人会等の3団体が提唱している「環境にやさしい買物運動」にも積極的に参加していく。

また、NPO活動等を通じて、事業者や行政の取組に対し監視や情報提供を行うことも必要である。

(4) 処理費用等の負担

使用済み製品のリサイクルや適正処理には、一定のコストが必要であり、これらのコストは製品等の便益を享受している県民が負担する必要がある。例えば、家電リサイクル法による廃家電の引き取りに伴う経費を県民が適切に負担する。

また、負担の公平を図るために、市町が実施するごみ処理手数料の徴収や指定袋製の趣旨を理解し、県民が適切に負担する。

4 事業者の役割

事業者は、その製造活動等を通じて、廃棄物の発生抑制や自らの製造工程を通じた副産物の再利用・再資源化に努めるとともに、廃棄物等を発生する場合には、排出者負担の原則（PPP）に基づき、当該廃棄物等が適正に処分されるまでの責任を有する。

また、近年、平成9年度の容器包装リサイクル法、平成13年度の家電リサイクル法の施行にみられるように、使用済み製品が廃棄物となった場合に、製造者に一定の処理責任を負わせる制度（拡大生産者責任（EPR）の原則）が定着しつつあり、今後も自動車について新たな制度が設けられる予定である。

排出者責任に加え、製造者責任が規定されつつあるのは、一種の処理コストの内部化（適正処理困難な原材料を使わせないこと）であり、今後ともより広範な使用済み製品に拡大していくものと見込まれる。事業者は、このような動きに歩調をあわせつつ、使用済み製品の回収、リサイクル・適正処理促進に向けて、必要な措置を講じる責任を有する。

こうした責任を踏まえ、事業者は、循環型社会実現に重要な役割を担う。

(1) 環境効率に配慮した事業活動の推進

事業活動の推進にあたって、最小限の資源投入量で、最大限の製品・サービスが

生産されるよう努めるとともに、その製品の使用やサービスのライフサイクル全般を通じて、廃棄物が発生せず、環境負荷が少なくなるような製品設計やサービスのあり方の工夫を行う。

また、製品の長期使用を推進するため、修理の容易な製品構造にするとともに、修理体制の充実等に努める。

(2) 事業活動におけるグリーン購入の推進

排出事業者は、自らが製品等の購入者（消費者）でもあることから、再利用された部品や再生原材料等が再び製造工程において利用され、健全な物質循環の環が形成されるよう、再利用部品や再生原材料を使用した製品等を積極的に購入しなければならない。

また、製品等の販売事業者は、当該製品の販売時において、製造事業者が講じた長寿命設計や修理体制等の情報を消費者に確実に周知しなければならない。

(3) 有害物質の使用の抑制及び適正処理の確保

製品等の生産にあたっては、有害物質の使用及び発生の抑制を第一とし、やむなく使用する場合は、有害物質が外に漏れることのないようにし、有害物質を含んだ製品が市場に出た場合でも、当該製品等が確実に回収されるように努めなければならない。

また、PCB等の保管されている有害物質については適正に処分しなければならない。

さらに、ダイオキシン類については焼却施設等からの排出量の削減を図るため、焼却温度の確保等の施設の適切な維持管理に努めなければならない。

(4) 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系廃棄物）を自らの責任において適正に処理しなければならないこととされている。このうち、産業廃棄物については、処理基準に従って自ら適正に処理することのほか、自ら処理できない場合は許可を有する産業廃棄物処理業者に、定められた委託基準に従って適正な委託を行わなければならない。また産業廃棄物を運搬するまでの間は、保管基準に従って適正に保管しなければならない。

なお、事業系廃棄物のうち、一般廃棄物についても、自ら減量に努めるとともに、市町の施策に協力しなければならない。

5 処理業者の役割

産業廃棄物処理業者は、排出事業者の責務である産業廃棄物処理を補完し、排出業者に代わって収集・運搬又は処分を行う者であり、廃棄物処理の専門家としてその責務は非常に重要であり、事業者と連携して循環型社会に必要なリサイクル産業の担い手としての役割を果たしていくことが求められる。

(1) 適正な処理の実施と技術水準の向上

廃棄物処理法を常に了知し、物質循環の重要な部分を担う自覚のもと、廃棄物等の適正処理を確実に行うとともに、自ら知識や処理技術の研鑽に努めなければならない。

また、排出事業者と協力し常に産業廃棄物の処理の流れを確認しつつ、産業廃棄物の再資源化、減量化を図っていくとともに、行政及び排出事業者からの改善等の指示・指導に従い、産業廃棄物処理及びリサイクルに関する既存技術の改良及び新規技術の開発に努め、最適処理システムの構築を心がける。

(2) 処理に係る信頼関係の確保

処理業者として事業の採算性と同時に、環境保全事業に携わる社会的責任も重大であることを認識し、周辺住民への十分な説明、監視測定データの公表、締結した環境保全協定の遵守等に誠意を持って取り組み、地域住民等との信頼関係の確保に努める。